

身体拘束等の適正化のための指針

(身体拘束等の適正化に関する基本的考え方)

この方針は、株式会社結絆が、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法並びに児童虐待防止法の趣旨を理解し、身体拘束防止に関し、次の方針を定め全ての職員に周知徹底する。身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

株式会社結絆では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体姑息をしない会議や療育の実地に努める。

(虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項)

- 1 株式会社結絆は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として虐待防止委員会を設置する。
- 2 虐待防止委員会は、虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度に随時開催し次のことを検討。協議する。
 - (1) 研修計画の策定
 - (2) 職員のストレスマネジメント
 - (3) 苦情解決
 - (4) チェックリストの集計、分析と帽子の取り組み検討
 - (5) 事故対応の総括
 - (6) 他の事業所との連携等
- 3 虐待等防止委員会は、責任者（管理者）委員長（児童発達支援管理責任者）、委員、で構成する。

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

- 1 株式会社結絆は、各事業所の年間研修計画に沿って虐待防止、身体拘束等に関する研修を実地する。
 - (1) 新規採用者については、採用日1か月以内に実地する。
 - (2) 他の職員については、継続研修を年1回以上実地する。

(事業所で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

1 サービスの提供にあたっては、利用者本人の生命又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等利用者の行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）利用者本人の生命又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実地する。

(1) 委員会の開催

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1、切迫性、2、非代替性、3、一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実地以外の手立てを講じることが出来るかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実地しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合は、「高速の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束介助に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛りこみ、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と終結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実地する。

(3) 記録

身体拘束（行動制限）を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し利用者及び家族等に報告し記録する。

具体的な記録は、身体拘束に関する説明書等を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の中で直近の情報共有する。また、この記録は整備し実地指導等においても観覧できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者、家族等に報告します。

(5) 行政等への相談、報告

身体拘束を行う場合、市区町村に相談、報告する。利用者への支援の中で様々な問題をし行書で抱え込まず、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスを情報を得る。市区町村に報告、相談することで支援の困難な事例に取り組んで、組織的な虐待防止及び身体拘束防止を推進する。

(身体拘束等の適正化に向けた各職種の責務及び役割)

身体拘束に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うこと基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

(その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針)

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分議論して共通認識をもつ必要がある。

- (1) 他の利用者への影響を考慮して、安易に身体拘束を実地していないか
- (2) サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないか）

(指針の閲覧について)

株式会社結絆の身体拘束等の適正化の指針は、いつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにホームページに掲載する。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

令和5年4月1日より施行する。

令和6年4月1日より施行する。

令和7年1月1日より施行する。